

受験生の保護者の皆様

大阪府立茨木支援学校
校長 大嶋 貴弘
准校長 紙野 泰彦

「学校生活管理指導表」に関する医師への依頼内容について（お願い）

この度は、本校に出願に際し、本校の教育活動にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、アレルギー（食物および食物以外）がある場合は、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の記入説明および記入例をご確認のうえ、主治医等に「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の記入についてご依頼いただきますようお願い申しあげます。

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」につきましては、受診後、提出期日にご提出ください。なお、期日に間に合わない場合は、必ず事前に学校にご相談いただきますよう合わせてお願い申しあげます。

※ “生（なま）”の食材に対するアレルギー対応について

本校の給食では、生卵や生の果物、生の野菜の提供はありません。加熱もしくは調味料（例：卵不使用マヨネーズ、ウスターソース（りんごを含む））としての提供をしています。

しかし、学校給食以外で、調理実習や校外学習等でこれらの食材に触れる可能性があります。そのことを考慮し、“生（なま）”の食材が原因食物である方は以下の 2 点にご注意ください。

①鶏卵（生卵）の場合、加熱したものは喫食できるが、生卵に触れたり喫食したりできない場合は「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の食物アレルギー欄、「C 原因食物・除去根拠」、「1.鶏卵」の《 》内に「生卵」の記載をお願いします。

②生の果物・野菜のみ除去が必要な場合は以下の A～C の 3 つの条件を満たす必要があります。

A) 「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の食物アレルギー欄の「A 食物アレルギー病型」が「2.口腔アレルギー症候群」である。

B) 「C 原因食物・除去根拠」が「8.果物類」または「11.その他1」ないし「12.その他2」である。

C) 原因食物を含み加熱調理しない加工食品の中で当該年度に使用する食品についてすべて喫食可能である。以上の条件をすべて満たし、加熱したものは喫食できるが、生の果物・野菜のみ除去する場合は、学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）に上記の条件のとおりに記載をお願いします。

※詳細は別紙の記入説明や記入例をご確認ください。

*『学校生活管理指導表』は医師が記入するものです。

なお、ご提出がない場合や不備がある場合、学校給食を提供できないこともありますので、ご了承ください。記入説明および記入例をご確認のうえ、保護者より記入方法等を医師にお伝えくださいますようよろしくお願いします。

提出期日：令和 8 年 2 月 入学前懇談時

担当者

大阪府立茨木支援学校

教頭 岸尾 忍

高等部主事 田中 徹

生野 貴之

Tel 072-643-6951

Fax 072-643-2776

※日程を調整させていただきますので、書類等の準備ができましたら、お手数ですが学校までご連絡ください。